

おすすめの本

農産物直売所 出品者の実践と心得 100

「地産地消の仕事人」が農産物直売所出品者のために、実践すべきこと、知識として身に付けておくこと、あるいは心得ていなければならないことを、農業全体の知見も加えて100項目紹介する。



勝本吉伸 / 著
家の光協会

ふちなしのかがみ

おまじないや占い、だれもが知っていた「花子さん」。夢中で話した「学校の七不思議」、おそろおそろ試した「コックリさん」。やくそくをやぶったひとは、だあれ？青春ミステリの気鋭が初めて封印を破った現代の怪談。



辻村深月 / 著
角川書店

図書館だより

わたしのおじいちゃんはチャンピオン

トロフィーやメダルがなくても、おじいちゃんは私のチャンピオンなの。どんなチャンピオンかっていうとね…。孫の目から見た、おじいちゃんの力強さを描いた絵本。



イングリッド・ゴッド / 絵
カール・ノラック / 文
セーラー出版

歯の絵事典 大切さがよくわかる！

歯についてどれくらい知っていますか？普段なにげなく使っている歯の基礎知識やその働き、虫歯ができる仕組み、歯ぐきの病気などを解説するほか、動物たちのさまざまな歯を大きな写真と迫力あるイラストで紹介します。



関口 浩 / 監修
PHP研究所

●開館時間／火曜日・木～日曜日 10:00～18:00
／水曜日 12:00～20:00
●休館日／月曜日（月曜日が祝日の場合は翌日）
毎月第3金曜日
益城町図書館（交流情報センター内） ☎287-8411

食の安全への取り組み

●食品安全体制の見直し

食品安全に関しては、狂牛病問題を契機に、03年に食品安全基本法が制定されましたが、最近の食品偽装事件の多発や中国産冷凍ギョウザ事件の発生は、この体制が必ずしも十分ではないことを明らかにしました。

こうした中、国民生活審議会、消費者・生活者の視点からの行政のあり方の総点検が行われ、意見がまとめられました。

●生産から食卓までの食品全体の安全確保

まず、生産から食卓までのそれぞれの段階の安全管理を整えること、つまり、生産者、製造業者、輸入業者を含む流通業者、

販売業者などが有機的に連携した確かな安全確保策が講じられるべきとしています。

例えばこんにやくゼリーの窒息事故のような、現在のしくみでは所管省庁がないといった縦割り行政のすき間の問題にも対応できる被害防止のための法制度の検討を行うこととしています。

●食品安全情報の一元化と早期警告体制の整備

現在の体制では、食品危害情報の行政における共有体制が十分ではなく、事故が発生しても迅速な対応ができる体制にはなっていない。そこで、危害情報を迅速に把握して被害の拡大防止を図るため、情報を一元

かしこい消費者

的に集約するデータベースを設置して、保健所や消費生活センター、医療機関、事業者、関係府省などが直接結びつくネットワークを構築すべきとしています。そして、集約された情報の分析を行い、それを生かすための警戒態勢発令システムの構築や消費者への早期警告、原因究明ネットワークの形成などの体制整備が必要としています。

●分かりやすい表示制度

食品表示に関しては、関連する法律が複数あって分かりにくい現状であるとし、関係法令を整理して、表示に関する法律を不当利益の剥奪も含めて検討すべきとしています。また、「消

費期限」と「賞味期限」表示のあり方を、名称や望ましい期限設定のしくみなども含めて消費者に分かりやすいものとなるよう検討することとしています。

●消費者支援策

消費者が安全な食品を正しく判断できる力を身につけられるよう、行政、事業者からの正確な情報提供と消費者が自ら情報を活用し、安心した食生活を送ることができるよう、教育・啓発の重要性が指摘されています。09年度に発足する消費者庁を中心に、これらの意見が生かされ、体制の整備が期待されます。

国民生活センター

「くらしの豆知識」から

熊本県消費生活センター ☎354-4835
役場住民生活課住民係 ☎286-3111 内線111・112
消費者地域相談員
遠山美智子 ☎286-4125・大塚 慶子 ☎286-4792
吉村 静代 ☎286-5914・富田セツコ ☎286-6525